

県税の課税免除・不均一課税制度の改正

三重県

県税（法人事業税・個人事業税・不動産取得税など）の課税免除・不均一課税の制度が、令和6年4月1日から次のとおり改正されました。

1. 適用期限の延長

区 分		改正前	改正後
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	課税免除	令和6年3月31日まで	令和9年3月31日まで 3年延長
地域再生法	課税免除 不均一課税	令和6年3月31日まで	令和8年3月31日まで 2年延長

2. 対象施設及び対象事業部門の追加

地域再生法に基づく税制特例措置の対象施設及び対象事業部門が追加されることとなりました。

区 分		改正前	改正後
地域再生法 ※	対象施設	特定業務施設 (事業者の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設)	左記に加え、特定業務施設の新設に併せて整備される保育施設等で専ら特定業務施設において常時雇用する従業員の児童の保育等を行うための児童福祉施設を追加
	対象事業部門	調査及び企画部門 情報処理部門 研究開発部門 国際事業部門 その他管理業務部門 情報サービス事業部門	左記に加え、下記部門を追加 商業事業部門の一部 サービス事業部門の一部

※その他要件の見直し等がなされています。

制度について、詳しくは「県税の課税免除・不均一課税の手引き」をご覧ください。